

プロジェクトマネジメント 義務

名古屋地判 令和6年5月31日

太田 知成
齋藤 瑞希

裁判例の検討

● 対象の裁判例

令和 6年 5月31日名古屋地判

● 当事者の情報など

X(原告)

- ・ ソフトウェア開発の受託、技術サポート、ハードウェア及びソフトウェアの企画等を目的とする株式会社

Y(被告)

- ・ スプリング及び軽自動車部品の製造販売等を目的とする株式会社
- ・ 主要顧客はスズキ株式会社(以下「スズキ社」)

R

- ・ Xの下請け
- ・ ソフトウェア受託開発、コンピューター関連事業へのコンサルティング事業、調剤業務、調剤薬局の経営及びコンサルティング事業、各種アウトソーシング事業、等を目的とする株式会社

裁判例の検討

● 事案の概要(1／2)

平成29(2017)年10月23日、X(原告)は、Y(被告)から、生産管理システム(以下、「本件システム」)の構築業務を受託した。なお、本件システムの開発業務はRがXの下請けとして担当した。

X、Y、R間でワークショップを開催し、Yの現状システムに対する課題の認識合わせを行って、Rは本件概要設計書1を作成した。また、YはXに対して本件契約に基づき、本件契約の報酬50%相当額を支払った。

本件システムの導入完了予定日の2ヶ月前に、YからX及びRに対して本件システムの種々の問題点が指摘された。その結果、Xはスケジュールを3ヶ月延伸して全ての開発を終了することなどを内容とするスケジュール案をYに提出し、RがY方に常駐して作業を行った。しかし、開発を続けても不具合は解消されず、その後も当事者間で協議重ねられ、2019年4月26日、Rは新たに本件概要設計書2を作成してYに提出した。

裁判例の検討

● 事案の概要(2／2)

2019年7月16日に、RはY方への常駐を取りやめた。また、XはYに対し、同月18日以降、本件システムについて質問又は不具合に関する問い合わせはXに連絡すること、及びRには直接連絡しないことを依頼した。

Yは、同年8月1日又は2日に、本件システムのテストを中止することとし、本件システムの稼働を中止させ、同年11月11日頃、Xに対し、本件契約の解除する旨の意思表示をした。

これを受けて、XはYに対して、①主位的にXは本件システムの開発・導入支援をYから請け負い、これを完成させたとして、②予備的に本件システムのが完成していないとしても、それはYの協力義務違反によるものであるとして、未払報酬金の請求をし、加えて③ Yから当初合意した仕様(本件概要設計書1)を大幅に超える要望を受けて、Xは本件システムの仕様変更及び追加システムの開発にも対応したものとして、商法512条に基づく相当報酬額等を請求した。

裁判例の検討

● 時系列(1/2)

10/31-11/3

X、Y、R間でワーキンググループ開催

以下について相談

- ・スズキ社のWEBシステムとの連携管理
- ・データ取り込み方式
- ・受注処理の方法

2018/6/18～ RがY方に常駐開始

2018/5～ X、R、Y間で協議重ねる

2018/5/24

XがYに対し2018年8月24日に
全ての開発を終了することなどを
内容とする新たなスケジュール案提出

2018/8/29

YがXから本件システムの
操作説明書を受領

2018/3

YがX・Rに対し、
開発中の本件システムに
種々の問題点がある旨指摘

7/1

・Yが本件システムのうち受注管理機能の
現品票発行作業部分について操作開始

2018/9～
Yが不具合
洗い出し開始

12/25:

YがXに報酬の50%を支払い

2018/5

本件システム
導入完了予定(当初)

2018/8/24

新スケジュール
開発完了期日

5/7

・XからYに対し本件システムの
インストール用URLを送付

9/初旬

・Yが本件システムの
その余につき操作開始

約4ヶ月間

裁判例の検討

● 時系列(2/2)

～2019/7/16 RがY方への常駐取りやめ



2019年4月

Rが「本件概要設計2」作成

生産管理システム概要設計書

マスタ、外注、現品票、材料、受注、
出荷、製造、製品、統計から構成

2019/4/15

Yからの不具合報告を受けて

X、R、Yにて本件システムについて協議

2019/7/16

①RがY方への常駐取りやめ

②XがYに対し、下記依頼

- ・本件システムについて質問又は
不具合あればXに連絡すること
- ・YはRに直接連絡しないこと

2019年8月

2019/8/1、8/2

- ・Yが本件システムのテスト中止決定
- ・Yが本件システムの稼働停止

2019/11/11

- ・YがXに対し、本件契約を
解除する意思表示

2019年11月

裁判例の検討

● 事実関係に関する補足

1. 本件システムで生じていたエラー

- (1) 本件システムでデータを取り込んだが、昨日梱包した分のデータが消えてしまったり、特定の日の納期データが漏れていたりする(2019年3月6日)
- (2) 本件システムで金曜日のデータを取り込むと、内示の部分が引き継がれず、計量前に戻ってしまう(2019年3月25日)

裁判例の検討

● 事実関係に関する補足

2. 2019年4月15日のX・R・Y間の打ち合わせ内容

(1) Yから述べた内容

本件システムのうち受注・出荷・発注機能を使用しているが、正確性の確認のために旧システムと併用していること、本件システムの諸機能で不具合が発生しているが、特に本件システムの受注分野でデータが消える、出荷していない物が発生するなどの問題があることなど

(2) X・Rの対応

4月18日、実際に本件システムを操作しながらY側関係者にヒアリングを実施し、不具合と改善の区分けを行うこととし、その結果を踏まえて、4月23日までにYに今後の対応方法を連絡することとした

裁判例の検討

● 事実関係に関する補足

3. 当事者間のやり取り(2019年4月23日)

(1) Yの代表取締役Bは以下のメッセージをX従業員(当時)Aに送信した

「今日はありがとうございました。認識を共有できたことは、本稼働に向けてとても大切なことだと思いました。このような機会をもっと行っていたらこんなにも長期化していなかったと、私自身反省です。」

(2) X従業員Aが(1)の返信として以下のメッセージをBに送信した

「私も反省してます。やはり両方から話を聞かないと判断を間違えますね。こちらこそもう少し早くすれば良かったと反省してます。」

「バージョンアップでは無く、**今回全て対応させますので、ご安心下さい**」

裁判例の検討

● 事実関係に関する補足

4. その後の経緯

- (1) Yの従業員Kは、2019年7月以降、Y役員のIの指示で本件システムの稼働状況について調査管理を実施し、**8時間当たり1.7件のペースで不具合が発生していること、合計33種類の不具合があり、画面フリーズなどうち4種の不具合の対応方針が未定であることなどを「新システム運用状況」と題する書面にまとめた。**
- (2) 2019年7月16日、RはY方への常駐を取りやめた
- (3) 2019年7月16日、Xの従業員Jは、以下をYに対して依頼
 - ・本件システムについて質問又は不具合あればXに連絡すること
 - ・YはRに直接連絡しないこと
- (4) 2019年7月中、YはXに対し「**新システム運用状況**」と題する書面を交付し、不具合の発生状況などを報告した。
- (5) 2019年8月1日又は2日、Yは以下を決定
 - ・本件システムのテスト中止決定
 - ・本件システムの稼働停止
- (6) 2019年11月11日、YはXに対して本件契約を解除する旨の意思表示をした。

裁判例の検討

● 争点

1. 本件システムの開発・導入支援未払報酬金の請求
 - (1) 本件契約に基づく報酬請求の可否
(本件システムの完成の有無)
 - (2) 改正前民法536条2項に基づく報酬請求の可否

2. 商法512条に基づく相当報酬額等について
 - (3) 無償合意の成否
 - (4) 商法512条に基づく報酬の相当額

裁判例の検討

● 本件契約に至るまでの経緯

- (1) Xの社員A(現在Xの代表者)とYの代表取締役Bは旧知の仲で、Yの生産システムを構築することになった。
- (2) 2017年7月3日、XはYに対し提案書を提出。
Xからの提案書には、
 - ・ Yの現状・課題として、Yが実施する受注から納品までの各作業で異なるシステムを用いているため各データ連携ができていないこと
 - ・ データのコピーミスで起こる人的ミスのリスクがあること
 - ・ 適正在庫の把握が十分でないことなどが記載されていた。

※なお、Xは、2017年10月31日スズキ社WEBシステムに係る電文仕様を受領

裁判例の検討

● 本件契約に至るまでの経緯

- (3) 2017年8月10日、Xは、Yの本件システムの構築に関する見積書をYに交付した。なお、見積書によれば、Xが「((1)の)提案書で記載されたYの現状・課題全般を解消する設計を行う」ものとされていた。
- (4) (3)を受け、2017年10月11日、YはXに対し、Yの本件システムの調査、設計、製造、導入を依頼する旨の注文書を送付。2017年10月23日、Xは注文書通りに仕事を請け負う旨の注文請書をYに送付。

裁判例の検討

● 本件契約の内容(裁判所の事実認定を基に記載)

- (1) Xは、Yの生産管理システムの調査、設計、製造、導入を行う
- (2) Xが提案書に記載された以下のYの現状・課題全般を解消する設計を行う。
 - ・ Yの現状・課題として、Yが実施する受注から納品までの各作業で異なるシステムを用いているため各データ連携ができていないこと
 - ・ データのコピーミスで起こる人的ミスのリスクがあること
 - ・ 適正在庫の把握が十分でないこと ……など
- (3) Yは、本件契約の報酬として金1,286万8,200円(税込み)をXに支払う。ただし、Yはその報酬の50%をシステム構築着手時に、残り50%を検収(システム導入完了)時に支払う。

裁判例の検討

● Yの生産システムに関する現状・課題について

Yは、本件契約を締結する前は、顧客であるスズキ社との取引について、以下の環境で受注管理していた。

- (1) Yは、スズキ社受注をスズキ社のWEBシステム(以下「スズキ社WEBシステム」と連携して管理していた。
- (2) 具体的な流れとしては以下の通り
 - ① スズキ社WEBシステムからCSVファイルをダウンロード
 - ② ACCESSで同CSVファイルをmdbファイルに変換
 - ③ 同mdbファイルをマイツール(※)で取り込んで処理

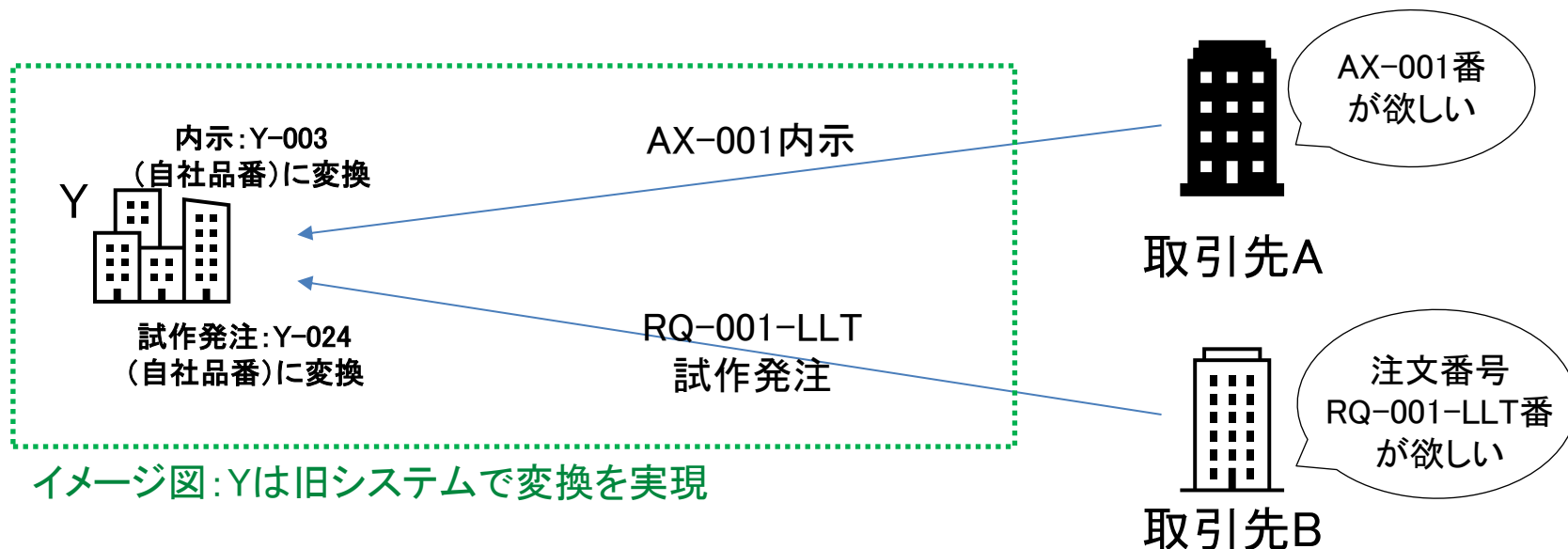
※マイツールについては12ページで説明

裁判例の検討

● Yの生産システムに関する現状・課題について

Yは、注文時に、**品番ではなく、取引先各社独自の注文番号での注文を受けるため、これを品番に変換する仕組みを用意し、伝票出力時にも置き換える。**

未受注の状態でも生産計画に反映させるため「**受注**」、「**試作受注**」、「**仮受注**」及び「**内示**」の種類を用意する。



※上図は報告者作成の説明用イメージ。品番はイメージのために報告者が設定。

裁判例の検討

● マイツールについて

株式会社リコーが1984年7月に販売した表作成、日本語ワープロ、グラフ作成、データベースの4機能を1つにまとめたビジネス用融合ソフトのこと(1)を指すと考えられる。

「マイツール」は、2000年10月にフリーウェア化、2010年12月末をもってフリーウェアのダウンロード配布を終了した(2)。

▶ 本件契約締結当時、すでに配布終了済。

(1)コンピュータ博物館. 「【リコー】Mr.マイツール」. 日本情報学会
<https://www.ricoh.co.jp/mytool/products/mytool-v2/>, (参照2025-10-15)

(2)株式会社リコー. 「マイツール 販売終了品」.
<https://www.ricoh.co.jp/mytool/>, (参照2025-10-15)

裁判例の検討

● マイツールの主な仕様(3)

主な仕様

データページサイズ	標準170文字×50行（34文字×171行から900文字×10行まで）、最大32,000行まで拡張可能
データページ数	100ページ/1フロッピー、ハードディスク最大32,000ページ
命令数	178命令（オートプログラム命令を除く）
表作成機能	とりあえず入力、行方向入力、列方向入力、範囲入力、書式設定入力、規格サイズ表作成、簡易書式入力
計算機能	四則演算、関数処理（26種類）、再計算、合計、小計、平均、移動平均、繰り越し演算、2次元集計、複数ページ集計、演算精度（有効桁33）
ワープロ機能	範囲指定（複数、列指定可）、編集（枠あけ、レイアウト変更、半改行、無改行、置換、検索）、倍角（横倍、縦倍、4倍）、行編集（右寄せ、左寄せ、センタリング、均等割付け）、行挿入、移動、削除、複写（行、文、ブロック）、ケイ線、横サイズ変更、やりなおし
グラフ機能	14種類（帯、点、散布、円、比較縦棒、折れ線、回帰分布I、レーダーチャート、積み重ね棒、バランス、回帰分布II、両軸、XY、工程管理）
印刷機能	標準印刷、コンパクト印刷、編集印刷、書式設定印刷、ねかせ印刷、印刷方法の設定（文字間、改行ピッチ、1/2圧縮、倍角、用紙幅、行間、横/縦書き）、イメージデータの書式設定印刷
表修正機能	挿入、削除、データ消去、複写、移動、保管、読み出し
編集機能	列桁数変更、列の分離・結合、左寄せ、右寄せ、中央寄せ、表題変更、型式変更、ページサイズ変更、カンマ挿入・削除、縦・横ケイ線、連番

(3)株式会社リコー.「マイツールV2 for Windows 主な仕様」.

<https://www.ricoh.co.jp/mytool/products/mytool-v2/>,（参照2025-10-15）

裁判例の検討

● マイツールの主な仕様(3)

並べ替え機能	最大5項目（文字正順・逆順、数字小さい順・大きい順、あいうえお正順、あいうえお逆順）
検索機能	行・列・ブロック単位（条件列挙、範囲、大小、一致、不一致、文字検索、ワイルドカード）、カード型検索
更新機能	条件更新（置換、最大値、最小値、マーク付け、四則演算）、照合作表、条件計算
やりなおし機能	命令実行前の画面を表示
ファイル入出力機能	シーケンシャルファイルからの入力及び出力
自動処理機能	ページ間同一処理、オートプログラム処理（最大50オートプログラム/1フロッピー、標準最大200オートプログラム）
マルチメディア機能	音声再生、録音、音再生、映像再生、BMPファイル読み込み、BMPファイル書き込み、BMPグレースケール変換、BMPモノクロ変換、文字認識、文書認識、スキャナー取り込み
初心者向機能	オブジェクト指向オペレーション、クイックメニュー、ツールバー、ボタン

(3)株式会社リコー.「マイツールV2 for Windows 主な仕様」.

<https://www.ricoh.co.jp/mytool/products/mytool-v2/>,（参照2025-10-15）

裁判例の検討

● マイツールの適用パソコン(3)

適用パソコン

OS	Windows95 Windows98 WindowsNT3.51 WindowsNT4.0 (サービスパック3以上)
CPU	Windows95/98 i486/66MHz以上 (Pentium166MHz以上推奨) WindowsNT3.51/4.0 Pentium166MHz以上 (PentiumMMX200MHz以上推奨)
メモリ	Windows95/98 16MB以上 (64MB以上推奨) WindowsNT3.51/4.0 64MB以上 (128MB以上推奨)
ハードディスク必要容量	70MB以上 ※お使いのハードディスクのフォーマット形式によって、必要容量が異なる場合があります。
CD-ROMドライブ	2倍速以上
サウンドボード	音声読み上げ機能利用時に必要

▶ 本件契約締結当時からみても、すでに相当古いソフトウェア

(3)株式会社リコー.「マイツールV2 for Windows 主な仕様」.

<https://www.ricoh.co.jp/mytool/products/mytool-v2/>, (参照2025-10-15)

裁判例の検討

● 争点に関する補足

本件契約は、2017年10月23日に成立しており、平成29年法律第44号による民法改正前の民法（以下「改正前民法」）が適用されます。
つきましては、以下は改正前民法について記載いたします。

1. 本件システムの開発・導入支援未払報酬金の請求

(1) 本件契約に基づく報酬請求の可否（本件システムの完成の有無）

請負契約は、「**一定の報酬の対価として、特定の仕事の完成を約束する**」**契約**をいう。請負の報酬請求を主張する場合、「**仕事の内容**」と「**報酬金額**」を具体的に主張・立証する必要がある(4)。

■ 請負契約一般の要件事実(5)

(ア) 請負契約が成立していること

特定の仕事を特定の代金（請負報酬）で請け負ったこと

(イ) 仕事が完成したこと

▶ 本件では、特に(イ)「**仕事の内容**」及び「**仕事の完成**」について争われた。

(4)大島真一「完全講義 民事裁判実務 要件事実編」(民事法研究会,2024年)387頁

(5) 岡口基一「要件事実マニュアル2 民法2(第6版)」(ぎょうせい,2020年)116頁

裁判例の検討

- ▶ 本件では、Xは、2018年8月には**本件操作手順書も交付**しており、同年11月には、Yが本件システム全体の使用を開始し、**検収後に実施されるべきものである「運用テスト」が実施されていた**から、遅くとも同月の時点では検収段階を当然に終了していると主張。

他方、Yは、Yが従来使っていたシステムにおいてスズキ社からの受注をスズキのWEBシステムと連携して管理していたため、Yとしては、**スズキのWEBシステムと連携できない生産管理システムを導入しても意味がなく、その旨は原告に明示していた**。ところが、本件概要設計書1の仕様では、スズキのWEBシステムとの連携ができないから、本件概要設計書1が本件契約の目的物とはいえない。

またこれを措くとしても、**本件システムの検収は2018年11月時点で延期されて現在も終了していない**から、本件システムは未完成である。

加えて、Yの本件システムの操作は、本件システムと旧システムを照合・確認していた程度で、運用テスト段階に移行していないと主張した。

裁判例の検討

● 争点に関する補足

1. 本件システムの開発・導入支援未払報酬金の請求

(2) 改正前民法536条2項に基づく報酬請求の可否

プロジェクト完成(ベンダ側の債務の履行が完了する)前に、何らかの理由でプロジェクトの続行が困難となり、中止となった場合、ベンダ側はユーザ側に対して報酬請求することができるのか、できるとすれば何を根拠として、どの程度の額を請求できるのか等の点が問題となる。

一般的には、当事者間の主な法律関係は以下のように整理できる。

- ① 債務不履行による解除
- ② 契約類型ごとに決められる任意解除権の行使
- ③ 履行不能
- ④ 合意解除

▶ 本件では、Yは①の整理により解除の意思表示をし、これに対し、XはY起因による履行不能③であったと主張した。

裁判例の検討

① 債務不履行による解除

解除は遡及効を持つことからベンダ側の報酬請求権は消滅し、原則としてユーザに報酬請求はできない。(※)

※ 改正前民法では、請負契約において、出来高について報酬請求できるかについて、判例法理は存在していたが、網羅的な規定はなかった。本件については出来高が不可分であるとして部分請求をしなかったものと思われる。

② 契約類型ごとに決められる任意解除権の行使

請負契約の場合には、改正前民法641条に基づく解除権の行使として解除がなされる。本条に基づく解除の場合は、ユーザ側がベンダ側に対してその損害を賠償して解除権を行使する必要があるため、ベンダはこの損害賠償によって報酬相当額を取得する。

③ 履行不能

報酬請求権の存否については危険負担(改正前民法536条)による。したがって、履行不能がユーザ側の責任、**例えばユーザ側が協力義務を履行しなかったことによる場合**には報酬請求権がそのまま存続するが(536条2項)、ユーザとベンダの双方に責任がない場合には、ベンダ側が危険を負うことになり、ベンダは報酬請求をすることができない(第536条1項)

裁判例の検討

■参考:

改正前民法541条(注文者による契約の解除)

請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

改正前民法536条(債務者の危険負担等)

前二条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。

- 2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

裁判例の検討

● 争点に関する補足

2. 商法512条に基づく相当報酬額等について

(3) 無償合意の成否

商法512条は「商人はその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる」と規定している。商人であるベンダが、他人のために行為をした場合、ベンダは本条を根拠に相当な報酬を請求することができる(6)。

■「他人のために行為をしたとき」

客観的に相手のためにする意思をもって行為をすることを要し、単にその行為の反射的利益が相手方当事者にも及ぶことでは足りないとされる(7)。

システム開発訴訟の文脈では、ベンダの作業が主観的にユーザの利益のためにする意思で実施され、かつ客観的にもユーザの意思や利益に(続く)

(6) 難波修一・中谷浩一・松尾剛行・尾城亮輔「裁判例から考えるシステム開発紛争の法律実務」(商事法務, 2017年)208-209頁

(7) 最判昭和50年12月26日民集29卷11号1890頁

裁判例の検討

(承前) 反しないことが必要とされている(8)。ただし、現実にはユーザの利益になる結果が生じていることまでは求められないと解される(9)。

▶ 本件では、Yは、2019年4月26日付で作成した概要設計書に対応するX及びRの作業は、**本件契約によってXが負った債務の範囲内**であるから、追加報酬が発生するものではないと合意されていたと主張した。

他方、Xは、上記合意の存在を否認し、2017年12月1日にRが作成し、2018年1月17日にYが承認した概要設計書から**大幅に機能が追加されたことへの対応であるから有償である**と反論した。

(8) 岸田出夫編集代表「Q&A建築訴訟の実務—改正債権法対応の最新プラクティス」(新日本法規出版, 2020年)193頁

(9) Westlaw2018WLJPCA03286014参照。

裁判例の検討

■参考:

商法第512条(報酬請求権)

商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、
相当な報酬を請求することができる。

裁判例の検討

● 裁判所の判断

1. 本件システムの開発・導入支援未払報酬金の請求

(1) 本件契約に基づく報酬請求の可否(本件システムの完成の有無)

本件契約成立後、ワーキンググループを経て、X、R及びYが、本件システムに実装する機能の決定稿として本件概要設計書1を作成・承諾した経緯(認定事実(2))に照らし、**本件契約においてXが完成すべき仕事は、本件概要設計書1で合意された生産管理システムと認めることができ、そのために予定された全開発工程を完了している限り、上記仕事が完成したというべき。**

また、一般に、システム開発においては、全開発工程終了後に開発されたシステムが約束した仕様に合致しているかを確認する検収の作業が予定されていることから、**検収が終了している場合には、仕事が完成しているといえる。**

裁判例の検討

● 裁判所の判断

1. 本件システムの開発・導入支援未払報酬金の請求

(1) 本件契約に基づく報酬請求の可否(本件システムの完成の有無)

■ 仕事の完成について

- ・本件では、**明示的な検収の作業が行われていない**。
- ・Xは検収後に実施されるべきものである「運用テスト」を実施したと主張するが、**運用テストの内容及びエビデンスが存在せず、X及びRは、Yとの間で本件概要設計書1に基づく開発工程が完了したことを確認すらしておらず、仕事の完成(報酬請求可否)に密接に関係する作業であることに照らし、不自然不合理**。
- ・「運用テスト」を終えたはずの2018年5月27日、本件システムに**97項目もの不具合がある**旨を確認した資料が作成され、2018年7月31日までに対応することが求められた経緯からすれば、仮に「運用テスト」を実施していたとしてもその結果が良好かは疑わしい。

- ▶ 明示的な検収は実施されておらず、運用テストの内容及びその結果が検収の終了を推認させるものではない。

裁判例の検討

- ・ 2018年11月の時点における本件システムの内容と本件概要設計書1の内容とを比較して、同時点において本件システムが完成していたといえるかを検討してみると、本件概要設計書1は、本件システム完成後の画面イメージを視覚化するなどしたスライド資料にとどまる。
 - ・ また、本件概要設計書1作成後、これを詳細化した要件定義書又は詳細設計書が作成されたことはないため、本件概要設計書1のみから、Xが行うべき開発工程の詳細な内容や本件システムの最終的な機能の具体的内容を特定することは困難である。
- ▶ 本件概要設計書1と本件システムを照らし合わせるにより、直接的に、Xが本件概要設計書1所定の生産管理システムを完成させるための開発工程を完了させたと認定することもできない。
 - ▶ Xが本件概要設計書1で合意された生産システム(本件システム)の開発工程を完了させた(本件契約所定の仕事を完成させた)と認めることはできないから、Xの本件契約に基づく報酬請求は理由がない。

裁判例の検討

● 裁判所の判断

1. 本件システムの開発・導入支援未払報酬金の請求について

(2) 改正前民法536条2項に基づく報酬請求の可否

■ Yの義務違反について

- ・ 仮にYが何らかの義務を負うと解しても、本件システムの開発に関する経緯については、Yから2018年3月、同年5月に相次いで相当数の問題点が指摘され、同年7月以降、長期にわたって作動上の問題点の洗い出し作業が継続し、2019年4月の時点でもなお不具合に対する対応が協議され、Yにおいては2019年7月の時点でも不具合が確認されている状況にあったことが認められる。
- ・ Yが、同年8月の時点において**本件システムのテストを中止したとしても、Xに対する不誠実な対応と評価することはできない**のであって、Yの責めに帰すべき事由によってXの債務を履行することができなくなったとはいえない。

裁判例の検討

■Yが本件概要設計書1を理解しないまま了承した点について

- ・ 本件システムの開発は、ベンダであるX及びRのみによってなし得るものではなく、ユーザであるYの協力も必要不可欠であるから、Yは、X及びRによるシステム開発に協力すべき義務を負う。
- ・ X及びRは、システム開発の専門業者として、自らが有する高度の専門知識と経験に基づき、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処したり、システム開発について専門的知識を有しないYに対し、開発作業を阻害する行為がされないことないう働きかけたりする義務(いわゆるプロジェクトマネジメント義務)を負う。

裁判例の検討

■本件についてみると

- ・ 本件概要設計書1は、本件システム完成後の画面イメージを視覚化し、機能の概要を抽象的に記した資料にすぎず、**本件システムの全機能・仕様の詳細を漏れなくかつ分かりやすく記載したものではない。**
- ・ システム開発の専門的知識を有しないYが、本件概要設計書1から、X及びRの想定した本件システムの仕様を読み取り、**自己の要望と本件概要設計書1による仕様の不一致を察知して確認することはもとより困難であった。**
- ・ Yは、本件概要設計書1を作成する前のワーキンググループにおいて、X及びR社との間で、本件システムでもスズキのWEBシステムのデータを取り込む必要があると伝えていた経緯があるから、本件概要設計書1に定められた仕様によってスズキのWEBシステムとの連携（マイツールと同等の受注データ取り込み機能）が当然可能であると思ったとしてもやむを得ない。

裁判例の検討

■本件についてみると

- ・ X及びRは、Yから旧システムのマイツールで行っていた受注データの取り込みを本件システムでも行えるようにしたいという要望があり、**そのためには、マイツールの仕様を把握しなければならないと理解していた**のだから、Yから十分な情報が提供されないのであれば、**プロジェクトマネジメントの一環として**、Yに対し、必要な資料及び提出期限を特定して追加資料の提出を求めたり、追加の質問をしたりして、**マイツールの仕様を把握するか**、そうでなければ、**マイツールの仕様が分からないため同等の機能を備え付けることができない旨を明確に説明すべきであった**といわざるを得ない

- ▶ X及びRは、明確な説明を欠いたまま本件概要設計書1でマイツールに係る仕様を脱落させており、**適切なプロジェクトマネジメント義務違反を果たした**といい**難く**、Yが本件概要設計書1を理解しきれないまま了承したことがあったとしても、これをもって協力義務違反に当たるとはいえない。

裁判例の検討

●裁判所の判断

2. 商法512条に基づく相当報酬額等について

(3) 無償合意の成否

- ・ 追加報酬の有無及びその額は、ベンダ・ユーザどちらにとっても開発の継続を判断するに当たって重要な事項であるから、仮に当時から当該作業が有償と考えていたのであれば、請求書又は見積書が改めて作成されるのが自然であり、X及びRが、当該作業全体について追加報酬の請求書又は見積書を作成していないことは合理性を欠く。
- ・ X及びRは、本件システムの開発はYの追加要望によって当初想定されていなかった大規模開発にまで変容したというのであるから、なおさら、少なくとも追加報酬に係る明示的な協議をしてしかるべきであったのに、それすら行われていない

裁判例の検討

- ・ Xの従業員Aは、本件概要設計書2が作成される前の協議の後、Yの代表者であるB社長に対し、**無償で対応するかのように受け取れるメッセージを送信**している
- ▶ 両当事者間では、当該作業について、**追加報酬が発生しない旨の黙示の合意があったもの**と推認するのが相当

■X及びRの対応内容について

- ・ 作業の多くは、受注データの取り込みに関し、旧システム上マイツールで行えていたことができなくなったことへの対応であるが、その原因は・・・、X及びRが、本件概要設計書1作成時、十分なヒアリング又は説明を尽くさなかったことにより、**Yの当初の要望を本件概要設計書1に反映し得なかったことによるもの**ともいえる。
- ▶ マイツールで行っていた受注データの取り込みに係る仕様については、**本来、本件概要設計書1の時点で盛り込むべき内容であった**として、追加報酬が発生しないとするのが当事者双方の合理的な意思に合致する

裁判例の検討

■その他の事項

- ・ 本件システムの開発が、スパイラル形式といわれる手法であり、当初の要求仕様の設定は厳格なものではなく、仕様が変更されること自体は想定の範囲内
- ・ 仕様凍結書が作成されていない(※)
- ▶ 本件システムの開発全体の経緯も併せ考慮すると、本件概要設計書2に対応するX及びRの作業について無償とする旨の合意があったと認めるのが相当

※（弁論の全趣旨）とあり、「仕様凍結書」が裁判所が触れた理由は明確ではない。

裁判例の検討

● 本裁判例の判断について

本件は、請負契約における「仕事の完成」が争点となった事案である。システム開発の全行程が終了し、検収が終了していれば、仕事が完成したといえと判示している。

また、ユーザが仕様書と自己の要望の不一致に気付かないまま仕様書を了承したことにより、目的物たるシステムがユーザが要望する通りのシステムが完成しなかった点について、協力義務違反によるユーザの帰責性があるのかが争われた。

この点については、ベンダ側が適切なプロジェクトマネジメント義務を果たしていなかったことに起因して、ユーザが仕様書と自己要望の不一致について気づくことは困難であったとして、ユーザの協力義務違反は否定された。

裁判例の検討

● 所感

自動車部品の製造販売等の事業を営むYにとって、主要顧客である大手自動車メーカーの発注情報が管理できないシステムでは、Yの事業に差し障りがあることは明らかである。Xに開発依頼したシステムについて、Yが主要顧客のシステムと連携して管理する機能を求めることは、X及びRが仕様書を検討するにあたり当然想定すべき範囲であり、プロジェクトマネジメント義務違反があったものとした本判決は結論として妥当と考える。

一方で、本件のユーザの対応がユーザの協力義務違反には当たらないとする、裁判所の結論について妥当と考えつつも、若干の疑問が残る。

ユーザにとって主要顧客とのシステム連携管理が事業において、個別に要望するほど非常に重要な機能なのであれば、やはり仕様書への反映もユーザが自ら確認する義務があり、本件においては、ユーザはその義務を怠ったのではないか。

裁判例の検討

本件においては、開発前のワークショップでユーザがベンダらに対して、主要顧客のシステムとの連携が必須である旨を伝えた点を裁判所は評価し、ベンダが用意した不十分な内容の仕様書からでは、システム開発の専門的知識を有しないユーザは、自らの要望と仕様書の不一致に気づくことは困難であったと指摘する。

仕様書の内容を自ら読み解くことは困難とはいえ、ユーザも漫然と仕様書を眺めるだけではなく、「この仕様書の内容に、自らが要望した『主要顧客のシステムとの連携管理する機能』は反映されているのか」と重要な機能について、ベンダに対して確認すること自体は容易に可能であった。

本件については、他の事情をみても、ベンダ側がずさんな対応をしていたものと読み取れるため、結論としては裁判所の判断は妥当と考えるが、「情報が与えられなかったから仕方ない」と専門性を理由にユーザに全く帰責性がなかったとする点は疑問が残る。

ディスカッションポイント

今回の問題意識(テーマ)

- プロマネ義務、協力義務は、抽象的には理解できるけど、結局何をしなければいけないのか？
- (類型的なシチュエーションにおける)ユーザー、ベンダの義務の具体的内容を整理
- システム係争を防ぐためにできることは？

ディスカッションポイント

システム開発において何故トラブルが起きるのか？

システム開発の難しさ

- システム開発は、ユーザの業務改善のためのもの
- システム開発は、抽象的 → 具体的な作業
(初期段階で抽象的(目に見えない)、全体像が見えにくい)
- 多くの人が関与
- ドキュメント化(言語化)が必要
- 開発コストが高い
- 開発に時間がかかる

ディスカッションポイント

システム開発における主たる役割は、ベンダーか、ユーザーか？

- ベンダー: システムの専門家
 - ※ システムに関する知見
- ユーザー: 業務知識の専門家
 - ※ 業界特有の慣行・ユーザー独自の慣行ノウハウ
 - ※ (他方で) 業務の全体を認識しているかという懸念

→ 開発の全段階で両方の専門家としての協力・連携が必要(情報の非対称)

→ プロジェクトマネジメント義務・協力義務

ディスカッションポイント

プロジェクトマネジメント義務

東京地判平成16年3月10日（東京土建国民健康保険組合事件）

被告は、システム開発の専門業者として、自らが有する高度の専門的知識と経験に基づき、本件電算システム開発契約の 契約書及び本件電算システム提案書に従って、これらに記載されたシステムを構築し、段階的稼働の合意のとりの納入期 限までに、本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたものである。

したがって、被告は、①納入期限までに本件電算システムを完成させるように、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務を負うものと解すべきである。

そして、システム開発は注文者と打合せを重ねて、その意向を踏まえながら行うものであるから、被告は、②注文者である原告国保のシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しない原告国保によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう原告国保に働きかける義務（以下、これらの義務を「プロジェクトマネジメント義務」という。）を負っていたというべきである。

ディスカッションポイント

プロジェクトマネジメント義務

① ベンダー内部の対応義務

納入期限までにシステムを完成させるように、契約書及び提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務

② ユーザ(注文者)への対応義務

注文者のシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しない注文者によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう注文者に働きかける義務

ディスカッションポイント

プロジェクトマネジメント義務

東京地判平成16年3月10日（東京土建国民健康保険組合事件）

原告国保のシステム開発へのかかわりについての管理に関して、より具体的に説明すれば、

被告は、原告国保における意思決定が必要な事項や、原告国保において解決すべき必要のある懸案事項等について、具体的に課題及び期限を示し、

決定等が行われない場合に生ずる支障、複数の選択肢から一つを選択すべき場合には、それらの利害得失等を示した上で、必要な時期までに原告国保がこれを決定ないし解決することができるように導くべき義務を負い、

また、原告国保がシステム機能の追加や変更の要求等をした場合で、当該要求が委託料や納入期限、他の機能の内容等に影響を及ぼすものであった場合等に、原告国保に対し適時その旨説明して、要求の撤回や追加の委託料の負担、納入期限の延期等を求めるなどすべき義務を負っていたといえることができる。

。

ディスカッションポイント

プロジェクトマネジメント義務

東京地判 平成28年4月28日(トクヤマ VS TIS)

- (予防義務) ユーザにおける意思決定が必要な事項や解決すべき必要がある懸案事項等の発生の徴候が認められた場合には、それが本格的なものとなる前に、その予防や回避について具体的に原告に対して注意喚起をすべき義務
- (対応義務) 懸案事項等が発生した場合は、それに対する具体的な対応策及びその実行期限を示し、対応がされない場合に生ずる支障、複数の選択肢から一つを選択すべき場合には、対応策の容易性などそれらの利害得失等を示した上で、必要な時期までに原告において対応することができるように導く義務
- (対応義務) ユーザがシステム機能の追加や変更の要求等をした場合、当該要求が委託料や納入期限、他の機能の内容等に影響を及ぼすときには原告に対して適時にその利害得失等を具体的に説明し、要求の撤回、追加の委託料の負担や納入期限の延期等をも含め適切な判断をすることができるように配慮すべき義務

ディスカッションポイント

ユーザーの協力義務

東京地判平成16年3月10日（東京土建国民健康保険組合事件）

しかしながら、本件電算システム開発契約は、いわゆるオーダーメイドのシステム開発契約であるところ、このようなオーダーメイドのシステム開発契約では、受託者（ベンダー）のみではシステムを完成させることはできないのであって、委託者（ユーザー）が開発過程において、内部の意見調整を的確に行って見解を統一した上、どのような機能を要望するのかを明確に受託者に伝え、受託者とともに、要望する機能について検討して、最終的に機能を決定し、さらに、画面や帳票を決定し、成果物の検収をするなどの役割を分担することが必要である。

このような役割を委託者である原告国保が分担していたことにかんがみれば、本件電算システムの開発は、原告国保と受託者である被告の共同作業というべき側面を有する。そして、本件電算システム開発契約の契約書（乙1）は、4条1項において、（略）旨定めており、原告国保が協力義務を負う旨を明記している。したがって、原告国保は、本件電算システムの開発過程において、資料等の提供その他本件電算システム開発のために必要な協力を被告から求められた場合、これに応じて必要な協力を行うべき契約上の義務（以下「協力義務」という。）を負っていたというべきである。

ディスカッションポイント

ユーザーの協力義務

- 内部の意見調整を的確に行って見解を統一した上, どのような 機能を要望するのかを明確にベンダーに伝える義務
- ベンダーとともに, 要望する機能について検討して, 最終的に機能を決定する義務
- 画面や帳票を決定する義務
- 成果物の検収をする義務

ディスカッションポイント

PM義務・協力義務の法的性質

- ※ 契約（請負契約・準委任契約）における信義則上の付随義務
- ※ 契約に明記する（契約上の義務とする）ことは可能
- ※ 契約締結前にも義務違反が成立しうる
- ※ 不法行為にもなりうる（スルガ銀行 VS IBM事件）

ディスカッションポイント

PM義務・協力義務の法的効果

協力義務違反

- ベンダー側の債務不履行がなくなる(帰責性がなくなる)
- 請負契約における報酬の全額請求権(民法536条2項(危険負担))
- ユーザに対する債務不履行(又は不法行為)を理由とする損害賠償請求

PM義務違反

- ベンダー側の債務不履行(不法行為)責任

ディスカッションポイント

PM義務・協力義務の法的効果

PM義務違反・協力義務違反の双方がある場合

→ 双方に帰責性なし

双方に帰責性あり(過失相殺)

ディスカッションポイント

Discussion Point① 仕事の完成時期

本事案では仕事は完成していない旨の評価

- システム開発における仕事の完成はどのように判断すべきか？
- 瑕疵・バグ等が大きい／多い場合はどうか？
- 検収が完了していることまでが必要か？

ディスカッションポイント

Discussion Point① 仕事の完成時期

(参考)東京高判平成26年1月15日(第一法規 VS CTC)

民法632条及び633条は、注文者の請負人に対する報酬の支払時期について、請負人が仕事を完成させ、仕事の目的物を注文者に引き渡したときであると規定し、他方、同法634条は、仕事の目的物に瑕疵があるときは請負人は注文者に対して瑕疵担保責任を負い(1項)、請負人がその仕事の目的物についてその担保責任を果たすまでは注文者は報酬の支払につき同時履行の抗弁権を有すると規定している(2項)。

これらの規定によれば、法は、仕事の完成が不完全な場合のうち仕事の目的物に瑕疵がある場合と仕事が完成していない場合とを区別し、仕事の目的物に瑕疵がある場合でも、それが隠れたものであると顕れたものであるとを問わず、そのために仕事が完成していないものとはしない趣旨であると解される。

そのため、請負人が仕事を完成させたか否かについては、請負人が当初の請負契約で予定していた仕事の最後の工程まで終えて注文者に目的物を引き渡したか否かによって判断されるべきである。

ディスカッションポイント

Discussion Point① 仕事の完成時期

(参考)東京高判平成26年1月15日(第一法規 VS CTC)

本件ソフトウェア開発個別契約でXYの協議により別途定めるとされた納入条件(7条)は、上記シナリオテストを終えて一応の品質の確保がされたことであったと認められ、XYの意思は、平成21年1月5日の納品日には本件ソフトウェア開発個別契約で予定された最後の工程まで終えて納品がされるとの認識を有していたものと認められる。

以上に対し、Yは、本件ソフトウェア開発個別契約における最後の工程は「検収」である旨主張する。しかし、・・同契約の条項上、検収は納品があった後にYにおいて行うものであることが明らかであり、Yが検査結果を通知しない場合には検査に合格したとみなされることが規定されていることも考慮すると、請負人が行うべき最後の工程が「検収」であると解することはできない。Xにおいてシナリオテストを終えて納品をした平成21年1月5日の翌日以降に発見される不具合・障害については瑕疵担保の問題であると解すべきで(略)ある。

ディスカッションポイント

Discussion Point① 仕事の完成時期

(参考)札幌高裁平成29年8月31日(旭川医大 VS NTT)

システム開発では、初期段階で軽微なバグが発生するのは技術的に不可避であり、納品後のバグ対応も織り込み済みであることに照らすと、バグ等が存在しても、システムを使用して業務を遂行することが可能であり、その後の対応で順次解消される類のものであれば、仕事が完成したと認定すべきである。

(2) 上記の見地から検討するに、以下のような事実には、本件システムは、遅くとも本件解除時(平成22年4月26日)までには、一審原告の協力が得られずに保留せざるを得なかった1項目を除き、全て完成していたものと認められる。

ディスカッションポイント

Discussion Point① 仕事の完成時期

仕事の完成時期

それでも、仕事の完成の判断は、難しい

仕事の完成を推認させる事情

- 検収
- ユーザによる業務への使用
- ほかには？

※ 本裁判例における評価は？

ディスカッションポイント

Discussion Point② ユーザの協力義務違反における属性

本事案において、被告(ユーザ)が、【スズキのWEBシステム】との連携仕様など本件概要設計書1を理解しきれないまま了承したことが協力義務違反、又は帰責性ありといえるか。

- 協力義務の程度において、ユーザの属性(ITに関する知見の有無)は影響するか。
- 本件の判断に賛成か？

ディスカッションポイント

Discussion Point② ユーザの協力義務違反における属性

(参考) 平成28年11月30日(ジャパンスチールグループ VS アイロベックス)

一般に、ユーザが業務上使用するコンピューター・ソフトウェアのシステムの開発をベンダに発注・委託する場合において、ベンダがコンピューターシステムの専門家としてユーザの要求に応えるシステムを構築する責任を負うことは当然であるが、ユーザが業務等に関する情報提供を適切に行わなければ、そのようなシステムの構築を望めないことから、ユーザは、ベンダによるシステム開発について、ベンダからの問合せに対し正確に情報を提供するなどの協力をすべき義務を負うものと解するのが相当である。

本件においても、原告がそのような協力義務を負うことについては、否定されるものではない。

しかしながら、原告には、コンピューターシステムについて十分な専門的知見を有する者が在籍しておらず、他方、被告は、その専門的知見に基づきコンピューターシステムの開発業務を行う者であり、原告に対してヒアリングを実施するなどの過程において、原告がコンピューターシステムについて専門的知見を十分有していないことを認識していたものと認められるのであり、このような事実関係の下では、原告は、被告から求められる態様で協力をするということを超えて、自ら積極的に被告が必要とする情報をあらかじめ網羅的に提供するという態様で協力をすべき義務まで負うものではないというべきである。

ディスカッションポイント

Discussion Point③

〈ケース・スタディ〉

各開発Phaseにおけるユーザの協力義務・ベンダのプロマネ義務

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 1 ケーススタディ

① 企画・要件定義・設計段階

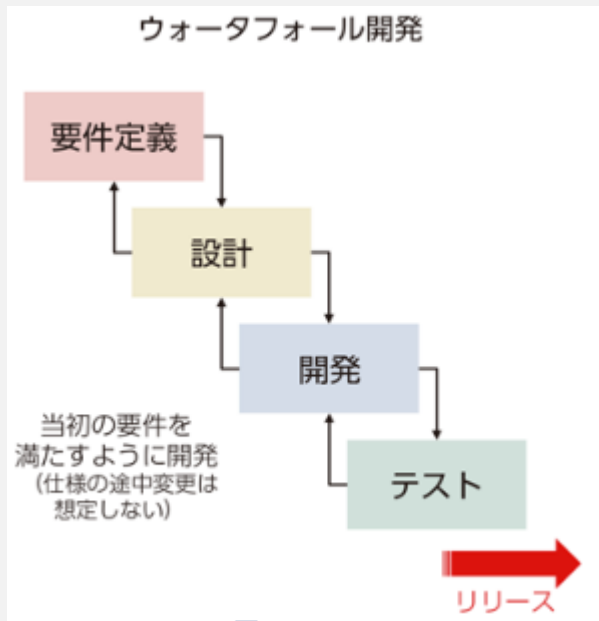
ケース 大手自動車メーカーであるXは、業務改善のために、同社の機関システムの改訂を進めようとし、ベンダYにシステム開発を委託した。

- X(ユーザ)側が業務に関する情報や仕様に関する情報を整理できず、十分にY(ベンダー)に提供しないことの結果として、要件定義・仕様が確定できず、納期が遅延した場合、Y(ベンダー)は責任を負うのか。
- X(ユーザ)が一定の業務に関する情報や仕様に関する情報を提供したが、当該情報には採用しようとしているシステムとの矛盾点があった。X(ユーザ)の一担当者は、その点に気づいたが、Y(ベンダー)から指摘がなかったため、素人が判断してとも思い、そのままにしておいた。最終的に当該矛盾点によりシステム開発がとん挫した場合、ユーザ、ベンダーいずれが責任を負うのか。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー1 ケーススタディ

➤ ウォーターフォール開発



- 要件定義→基本設計→詳細設計→実装→単体テスト→システムテスト→受け入れテストと言った流れに沿って、上流工程から下流工程へと順番に開発を進める。

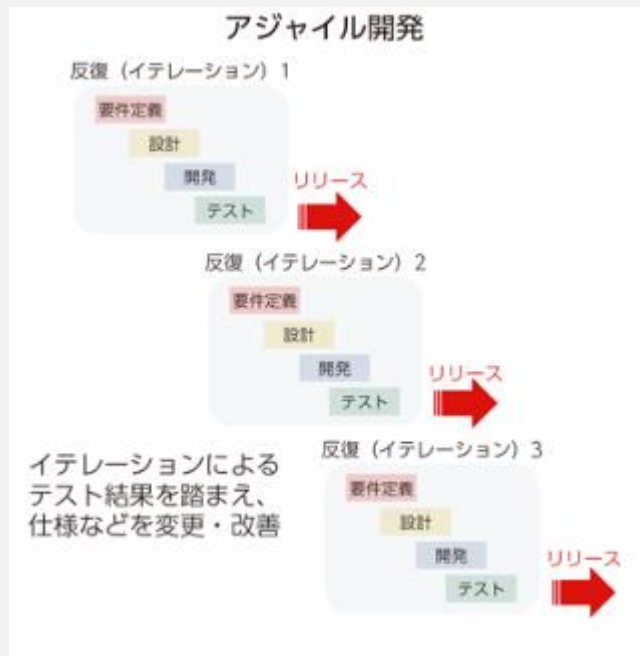
- スケジュールと進捗管理がしやすい
- 品質の担保がしやすい
- 後工程での変更が難しい
- 開発に時間がかかる
- ドキュメント化(言語化)が必要

→ 大規模PJに適している

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー1 ケーススタディ

➤ アジャイル開発

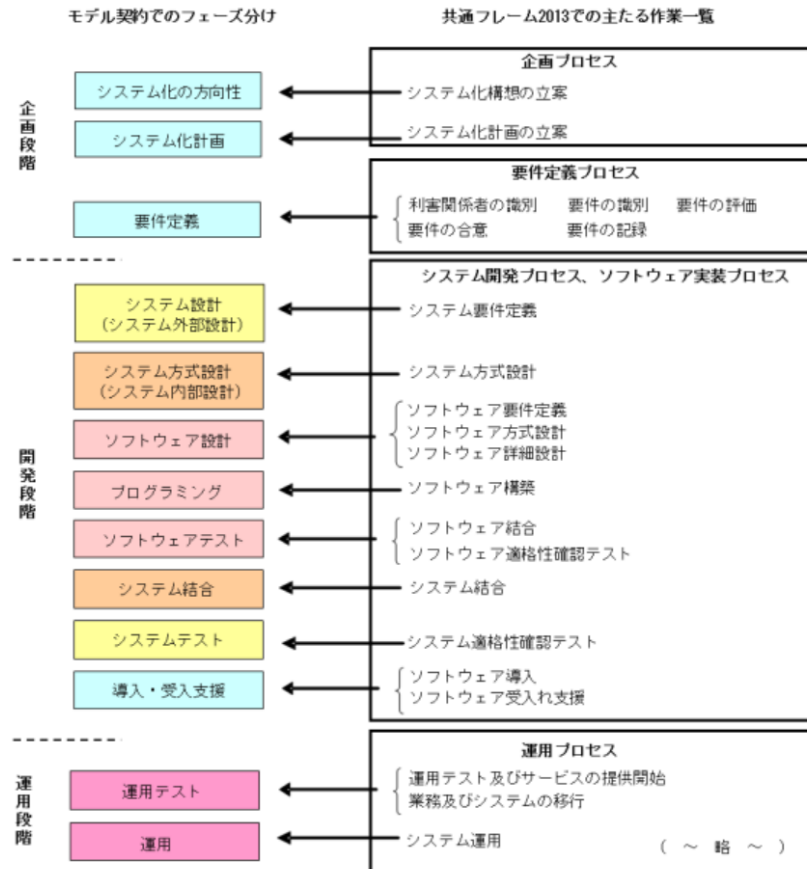


- ・ 機能ごとに、開発からリリースするという、サイクルを繰り返す。
 - ・ 一つ一つの開発期間は短い
 - ・ 仕様の変更や不具合に対対応しやすい
 - ・ 少額、短期間でのリリース
 - ・ ベンダーとユーザのより一層の連携
 - ・ 全体感がみえにくい。
 - ・ 仕様の変更が多数生じ、開発に時間がかかる
- 小規模・中規模PJに適している

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 1 ケーススタディ

(参考) モデル契約の工程と共通フレーム 2013 での主たる作業一覧との対応関係[※]



※ 「情報システム・モデル取引・契約書」 39頁より抜粋 (独立行政法人 情報処理推進機構)

5 ディスカッションポイント

Discussion Point③ー1 ケーススタディ



※ 「情報システム・モデル取引・契約書」54頁より抜粋（独立行政法人 情報処理推進機構）

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 1 ケーススタディ

➤ 企画・要件定義・設計段階

ユーザが、要件・仕様に関する知識を持っている
ユーザが、どのような要件・仕様にするかを決める

→ ユーザが主体的な役割を果たす段階

ユーザの義務

- ・ 要件・仕様の提示(情報提供義務)
- ・ ベンダーの取りまとめた要件案や仕様案を決定する

(モデル契約 55頁)

要件定義を含む企画段階においては、開発するシステムで実現しようとする業務の整理が重要になるところ、当該業務についての専門的知識・経験を有しているユーザが、自らの業務内容や開発を求める情報システムの具体的な仕様についてベンダに説明をするなど、プロジェクトが円滑に進むよう主体的な役割を果たすべきである。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 1 ケーススタディ

➤ 企画・要件定義・設計段階

PM義務

- ユーザからの要件・仕様を聴き取る
- 要件・仕様の内容を確認する(矛盾する点を指摘する)
- 情報提供義務

(トクヤマ VS TIS 平成28年4月28日)

(モデル契約 55頁)

もっとも、システム開発プロジェクトの目標の設定、開発費用、開発スコープ及び開発期間の見込み等のプロジェクト全体に関わる重要な事項が決定されうることから、システム開発に関する専門的知識・経験を有するベンダとしても果たすべき役割があることはいうまでもない。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 1 ケーススタディ

➤ 企画・要件定義・設計段階

要件・仕様のタイミングで主な役割を果たすのはユーザである。

(参考) 東京地判 平成22年7月22日

ソフトウェアの開発は、注文者側と請負人側との間で開発すべきソフトウェアの性能、仕様、形態等に関する具体的なイメージを共有するため、注文者側の技術担当者と請負人側の技術担当者との間に密接な協力関係があることが必要不可欠であるところ、特に、開発の出発点である要件定義を確定する工程については、注文者の要求をまとめる工程であると定義されたとおり、注文者側の意向によってその内容が決められることになるのであるから、注文者側がどのような内容のソフトウェアの開発を望んでいるかを提示又は説明する責任は、注文者側にそのような能力がないことが前提になっているなどの事情がない限り、注文者側にあるというべきである。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 1 ケーススタディ

➤ 企画・要件定義・設計段階

(参考)スルガ銀行 VS 日本IBM事件控訴審判決(東京高判平成25年9月26日)

企画・提案段階においては、プロジェクトの目標の設定、開発費用、開発スコープ及び開発期間の組立て・見込みなど、プロジェクト構想と実現可能性に関わる事項の大枠が定められ、また、それに従って、プロジェクトに伴うリスクも決定づけられるから、企画・提案段階においてベンダに求められるプロジェクトの立案・リスク分析は、システム開発を遂行していくために欠かせないものである。

そうすると、ベンダとしては、**企画・提案段階においても、自ら提案するシステムの機能、ユーザのニーズに対する充足度、システムの開発手法、受注後の開発体制等を検討・検証し、そこから想定されるリスクについて、ユーザに説明する義務がある**というべきである。

このような.....義務は、契約締結に向けた交渉過程における信義則に基づく不法行為上の義務として位置づけられ、ベンダはかかる義務(この段階におけるプロジェクト・マネジメントに関する義務)を負うものといえる」。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 1 ケーススタディ

➤ 企画・要件定義・設計段階

(参考) スルガ銀行 VS 日本IBM事件控訴審判決(東京高判平成25年9月26日)

一方で「システム完成に向けた開発協力体制が構築される以前の企画・提案 段階においては、システム開発技術等.....について、情報の非対称性、能力の 非対称性が双方に存在するものといえ、ベンダにシステム開発技術等に関する 説明責任が存するとともに、ユーザにも.....システム開発について自らリスク 分析をすることが求められるものというべきであ」り、「企画・提案段階の計 画どおりシステム開発が進行しないこと等をもって、直ちに企画・提案段階に おけるベンダのプロジェクト・マネジメントに関する義務違反があったということとはできない」とし、本件ではベンダに問題がなかったわけではないとしつつも企画・提案段階での義務違反を否定した。

企画・提案段階においては、プロジェクトの目標の設定、開発費用、開発スコープ及び開発期間の組立て・見込みなど、プロジェクト構想と実現可能性に関わる事項の大枠が定められ、また、それに従って、プロジェクトに伴うリスクも決定づけられるから、企画・提案段階においてベンダに求められるプロジェクトの立案・リスク分析は、システム開発を遂行していくために欠かせないものである。

。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 1 ケーススタディ

➤ 企画・要件定義・設計段階

(参考) 平成28年11月30日(ジャパンスチールグループ VS アイロベックス)

本件においては、原告は、本件請負契約の締結の前後を通じ、被告に対して、業務上使用していた本件旧システムの機能や運用について説明し、本件旧システム上、データ不整合が存在することを告げていたものであり、被告も、原告の説明により、本件旧システム上、データ不整合が存在すること自体を認識していたものである。そして、原告は、本件旧システムにおけるデータ不整合の件数やその理由について、これを被告に伝えたものではないが、上記のデータ不整合が日常的な業務の中で必然的に発生し、あるいは、発生し得るものであることについては、本件請負契約の締結までの間における本件システムの運用に関する説明の中で被告に伝えられていたものと認められる。

また、原告は、平成23年6月の本件請負契約が締結された前後には、本件旧システムのサーバ内のデータのバックアップデータを被告に提供しているものであり、被告としては、この提供されたデータを調査・分析することにより、本件旧システムにおけるデータ不整合の件数やその理由について把握し得ることがうかがわれるところである。そして、仮に、データの提供だけではデータ不整合の件数や理由が十分に明らかにならないというのであれば、コンピューターシステム開発について専門的な知見を有する被告において、更に原告に問合せをするなどして、技術的に必要な情報を得るようにすることが考えられてしかるべきであるところ、被告が本件請負契約の締結時及びその後の本件新システムのテストの段階において、原告に対し、本件旧システムのバックアップデータ以外に、更に技術的な情報の提供を求めたことをうかがわせる証拠はない。さらに、具体的にどのような情報が提供されればデータ不整合の件数やその理由について把握し得るものであったのかについては、被告自らこれを特定して主張し得るに至っていない。

これらの事情によれば、原告が本件旧システムにおけるデータの状態を告知することについて、不十分なところがあったとは認められないというべきである。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 2 ケーススタディ

- 開発段階
- X(ユーザ)・Y(ベンダ)で仕様について合意がなされ、開発段階に進んだ。開発の終盤にあたり、X(ユーザ)から機能の追加要望が多数なされた。既に仕様については確定しており、当該機能を追加した場合、スケジュールはある程度遅延し、追加費用がかかる状況にある。
- Y(ベンダ)としてはどのように対応すべきか？
- 追記要望に応じた場合、大幅な遅延が生じる場合はどうか。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 2 ケーススタディ

➤ 開発段階

仕様に基づきプログラムを組んでいく
→ ベンダ側の義務

ユーザの協力義務

システム開発に影響を与える、本来要望を出す時期を徒過したタイミングで行われる追加の開発や仕様変更の要望を出さない

※ 不作為義務（旭川医大 VS NTT東事件）

ディスカッションポイント

(Discussion Point③ー2 ケーススタディ

➤ 仕様の変更・追加開発の要望

(参考) 札幌高判 平成29年8月31日(旭川医大 VS NTT東日本)

システム開発はベンダである一審被告の努力のみによってなし得るものではなく、ユーザである一審原告の協力が必要不可欠であって、一審原告も、一審被告による本件システム開発に協力すべき義務を負う(一審原告も、一般論として上記のような協力義務を有していることは認めているところである。)。そして、この協力義務は、**本件契約上一審原告の責任とされていたもの(マスタの抽出作業など)を円滑に行うというような作為義務はもちろん、本件契約及び本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、一審被告にその対応を強いることによって本件システム開発を妨害しないというような不作為義務も含まれているもの**というべきである。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー2 ケーススタディ

➤ 仕様の変更・追加開発の要望

(参考) 札幌高判 平成29年8月31日(旭川医大 VS NTT東日本)

しかるに、前記6などのとおり、一審原告が本件契約及び本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、一審被告がこれに対応せざるを得なかったことから、本件システム開発が遅延した。また、前記7のとおり、一審原告がマスタの抽出義務を負っていたにもかかわらず、これを懈怠し、一審原告の協力が得られないまま一審被告が代行せざるを得なくなったことも、本件プロジェクトが遅延した理由の一つになっている。

さらに、一審原告は、一審原告の追加開発要望に基づいて現行システムの備える機能を最大限取り込むことを要求しながら、そのために必要な現行システムの情報(基本設計書等)を十分に提供せず(乙555[7ないし9])、また、一審被告が一審原告に代わってマスタの抽出作業を行うに際しても、NECに必要な協力依頼を行うことを怠った(前記7(3)カ(イ))。

そして、前記3のとおり、本件システムは、遅くとも平成22年4月26日までには、一審原告の協力が得られずに保留せざるを得なかった1項目を除き、全て完成していたにも関わらず、一審原告は、独自の見解から本件システムの開発が一審被告の責任で遅延したとして、一方的に本件解除をした。

上記のとおり、一審原告には、本件契約上の協力義務違反(債務不履行)が認められる。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー2 ケーススタディ

➤ 仕様の変更・追加開発の要望

(参考) 札幌高判 平成29年8月31日(旭川医大 VS NTT東日本)

一審原告は、一審被告にプロジェクトマネジメント義務違反が認められる旨を主張する。

しかしながら、一審被告は、平成21年3月4日以降、専門部会等において、繰り返し、一審原告による追加開発要望の多くは仕様外のものであること、一審被告としては、これらの追加開発要望に対応するのは難しく、同年9月24日(本件原契約におけるリース開始日)に間に合わなくなることを説明した。そして、一審被告は、同年7月7日、一審原告による625項目の追加開発要望を受け入れる(本件追加開発合意)一方で、以後は、新たな機能の開発要望はもちろん、画面や帳票、操作性に関わるものも含め、一切の追加開発要望を出さないという合意(本件仕様凍結合意)を取り付けたものである。

このように、一審被告は、プロジェクトマネジメント義務の履行として、追加開発要望に応じた場合は納期を守ることができないことを明らかにした上で、追加開発要望の拒否(本件仕様凍結合意)を含めた然るべき対応をしたものと認められる。

これを越えて、一審被告において、納期を守るためには更なる追加開発要望をしないよう注文者(一審原告)を説得したり、一審原告による不当な追加開発要望を毅然と拒否したりする義務があったということはできず、一審被告にプロジェクトマネジメント義務の違反があったとは認められない。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 3 ケーススタディ

- 開発が進み、ユーザーテストを実施するに至った。ユーザーテストを実施するにあたり、旧システムのデータを移行させる必要があったが、X(ユーザ)がこれをしなかったため、テストができなかった。X(ユーザ)の協力義務違反は認められるか。
- X(ユーザ)がテスト工程でかなりの要望を出して、かつ、無償対応しないと検収しないと発言してきたため、Y(ベンダ)としては、理不尽な主張だとしてこれを放置し、結果としてローンチが大幅に遅れとん挫した。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 3 ケーススタディ

➤ テスト段階

要件定義 → 基本設計 → 詳細設計

※ 要件定義・基本設計に該当するテストについては、ユーザー側の確認が特に重要

ユーザ側

テストの実施義務、検収の協力義務

ベンダ側

ユーザのテスト支援義務

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー4 ケーススタディ

アジャイル開発における留意点は何か？

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー4 ケーススタディ

➤ アジャイル開発における対応

※ 柔軟性

※ 開発の初期段階で仕様を確定することが困難

※ より一層のユーザとベンダの連携・協力が必要

→ 共同作業

モデル契約の引用

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー4 ケーススタディ

(参考) 東京地判令和3年11月25日

プロジェクト・マネジメント義務の内容

ソフトウェアの開発に係る契約である本件契約の特質に鑑みると、ソフトウェア開発を担うベンダである被告は、本件ソフトウェアの開発に当たり、ユーザーである原告に対し、ベンダとして通常求められる専門的知見をもって本件ソフトウェアの開発を進め、得られた情報を集約・分析して原告に必要な説明を行い、その了解を得ながら必要な修正及び調整等を行いつつ、本件ソフトウェアの完成に向けた作業を適切に行うべき義務(プロジェクトマネジメント義務)を負っていたものと認められる。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー4 ケーススタディ

(参考) 東京地判令和3年11月25日

ベンダはプロジェクトマネジメント義務を果たしていたこと

Bは、本件ソフトウェアに機能を盛り込みすぎであり、現状の予算で作製することは困難であるとの懸念を示し、機能を絞った上でブラッシュアップフェーズを設けて作製すべきであるとの意見を述べた上で、原告に対して本件仕掛品を送信して具体的な検討を促しており、前記2において説示したとおり、かかる懸念及び意見はもっともなものであったと認められる。すなわち、被告は、本件ソフトウェアの仕様の作成は原告の役割であるとして、漫然と放置していたわけではなく、打合せを基に本件ソフトウェアの開発を進め、本件仕掛品を基に原告に必要な助言を行った上で、本件ソフトウェアの完成に向けた提案を行っていたと認められるのであり、プロジェクトマネジメント義務を果たしていたものと認められる。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー4 ケーススタディ

(参考) 東京地判令和3年11月25日

ベンダはプロジェクトマネジメント義務を果たしていたこと

Aは、平成28年7月21日、Bに対し、同年10月末までに1000万円、同年12月末までに1000万円、残りを納品時とする支払スケジュールを提示し、平成29年2月までに検収が合格しなかった場合、支払済みの2000万円を返金するとの条項を設けるよう求めた。

これに対し、Bは、平成28年7月22日、Aに対し、「こちらに関してですが、返金を想定しておりません。ので除外してください。イメージとしては、請負契約というよりは準委任契約をイメージしております。請負契約を希望であれば、値引きでなんとか対応するという事が厳しいので、正規の金額でお願いできれば助かります。」「準委任契約的にしておかない事で、以前の開発会社の様に、作業した部分に対しても対価が頂けないことを懸念しております。」と返信した。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー4 ケーススタディ

(参考) 東京地判令和3年11月25日

ベンダはプロジェクトマネジメント義務を果たしていたこと

- Bは、平成28年7月25日、Aに対し、「準委任契約は業務の遂行そのものが目的ありますので、貴社の意向に沿って開発は行いますが、返金対応は致しかねます。スケジュール通りの進行の為には、インフラ担当、デザイン関連の貴社側担当部分等の進捗によっても影響が出てくる部分となりますので、弊社側のみで担保しきれない部分があることもご了承下さい。」
- その後、被告が、本件ソフトウェアの実装作業を進める中で、仕様に関する不備や不明点が明確になってきたことから、Bは、平成29年6月9日、Aと面談し、細部の仕様をとりまとめるに当たり、①原告の要望は、本件ソフトウェアにFacebook、LINE及びSkypeのような機能をすべて盛り込みたいというものだが、それを現状の予算で作製することは難しいこと、②作製に当たり、何のための機能が分からない部分が多く、仕様が分からないことなどの懸念を伝えた。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー5 ケーススタディ

パッケージソフトの利用による開発における留意点は何か？

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー5 ケーススタディ

- パッケージソフト等を利用した開発の場合

ベンダ側:

- パッケージソフト等の機能についての知識、ユーザの業務に対する理解が必要
- 説明義務

ユーザ側:

- 具体的な業務の内容をふまえた、フィット&ギャップ分析
- (場合によっては)業務を一部変更することの理解・協力

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー5 ケーススタディ

➤ パッケージ開発の場合

(参考)東京地判 平成28年4月28日(トクヤマ VS TIS)

被告は、システム開発の専門業者として、原告に対し、提案書(以下「本件提案書」という。)を提出し、ERPを活用して業務改革を早期に実現するためのアプローチ、組織、役割などについて体系化された被告独自の方法論、システムの企画から保守・運用までを8個のフェーズに分けたシステム開発工程、各フェーズの目的及び主要成果物などの説明、また、被告の業務改革プロジェクトの経験とノウハウを集約した化学産業向けシステム開発に適用するTCMテンプレートの説明、同テンプレートの想定業務プロセスに目標業務プロセスを合わせる形のシステム設計方法など説明をした上で、原告との間で基本契約(以下「本件基本契約」という。)を締結し、本件プロジェクトを遂行するための協働関係に入った者である。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー5 ケーススタディ

➤ パッケージ開発の場合

(参考)東京地判 平成28年4月28日(トクヤマ VS TIS)

したがって、被告は、自らが有する専門的知識と経験に基づき、本件システム開発に係る契約の付随義務として、本件システム開発に向けて有機的に組成された各個別契約書や本件提案書において自らが提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って自らなすべき作業を進めるとともに、それにとどまらず、本件プロジェクトのような、パッケージソフトを使用したERPシステム構築プロジェクトを遂行しそれを成功させる過程においてあり得る隘路やその突破方法に関する情報及びノウハウを有すべき者として、常に本件プロジェクト全体の進捗状況を把握し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務を負うものと解すべきである。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー5 ケーススタディ

➤ パッケージ開発の場合

(参考)東京地判 平成28年4月28日(トクヤマ VS TIS)

そして、システム開発は開発業者と注文者とが協働して打合せを重ね注文者の意向を踏まえながら進めるべきものであるから、被告は、注文者である原告の本件システム開発へのかかわりなどについても、適切に配意し、パッケージソフトを使用したERPシステム構築プロジェクトについては初めての経験であって専門的知識を有しない原告において開発作業を阻害する要因が発生していることが窺われる場合には、そのような事態が本格化しないように予防し、本格化してしまった場合にはその対応策を積極的に提示する義務を負っていたというべきである。

具体的には、被告は、原告における意思決定が必要な事項や解決すべき必要がある懸案事項等の発生の徴候が認められた場合には、それが本格的なものとなる前に、その予防や回避について具体的に原告に対して注意喚起をすべきであるし、懸案事項等が発生した場合は、それに対する具体的な対応策及びその実行期限を示し、対応がされない場合に生ずる支障、複数の選択肢から一つを選択すべき場合には、対応策の容易性などそれらの利害得失等を示した上で、必要な時期までに原告において対応することができるよう導き、また、原告がシステム機能の追加や変更の要求等をした場合、当該要求が委託料や納入期限、他の機能の内容等に影響を及ぼすときには原告に対して適時にその利害得失等を具体的に説明し、要求の撤回、追加の委託料の負担や納入期限の延期等をも含め適切な判断をすることができるよう配慮すべき義務を負っていたことができる。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー5 ケーススタディ

➤ パッケージ開発の場合

(参考)東京地判 平成28年4月28日(トクヤマ VS TIS)

7割の過失相殺

本来、システム開発は開発業者と注文者とが協働して打合せを重ね注文者の意向を踏まえながら進めるべきものであるけれども、前記前提事実のとおり、本件プロジェクトはそもそもSAPソフトウェアの導入に伴うXの業務改革プロジェクトであった。すなわち、フルオーダーメイドでソフトウェアを製作するのであれば、自社の業務フローを変えずにソフトウェアを業務フローに合わせることも可能であるところ、Xは、これを認識しつつも、敢えて現行業務の標準化を推し進める契機とするために、既存ソフトウェアであるSAPソフトウェアを導入してXの既存業務フローを変える選択をしたのである。

確かに、上記(3)のとおりYに付随義務違反はあったものの、いったんは確定した目標業務とシステム要件に基づく本件システムが構築された。しかし、Xは、IMPフェーズに至ってX内部の現場ユーザーからの業務改革に対する強い反発を受けこれを抑えることができなくなったために、本件システムにつき仕様変更による対応へと方針転換を行い、多数の仕様変更とそれに伴うプロジェクトの遅延が起り、結局、Xにおいて本件プロジェクトを中止するという決断に至った。このような経緯は、基本的にはX内部の要因であるといわざるを得ない。また、Yは、本件プロジェクトが中止されるまで、本件システム開発に係る業務を継続しており、本件プロジェクト中止までに発見された不具合のほとんどを修正していたことからすれば、仮にXが本件プロジェクトを中止しなければ、本件システムは完成に至っていたであろうともいえる。

以上のように、Xは、基本的にはその内部要因に基づき、本件プロジェクトの方針転換を自ら行い、仮に本件プロジェクトを中止しなければ完成したであろう本件システム開発を自らの判断で中止するに至ったといえることができる。以上のような事情に照らせば、Yの付随義務違反と相当因果関係のあるXの損害としては、Xが請求する賠償額の3割相当に当たる5億4034万0296円をもって相当と認める。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー5 ケーススタディ

➤ パッケージ開発の場合

(参考)東京地判 令和4年6月17日 (文化シャッター VS IBM)

もとより、システムの要求仕様を決定できるのは、業務内容を知り、これを決定し得るユーザであるから、システム開発プロジェクトにおいて、仕様書を確認して仕様を判断・決定する役割と責任は基本的にユーザが負っているというべきところ、本件においては、一審本訴原告の側にも、仕様の確定が度々遅れたとか、仕様変更要求を適時適切に一審本诉被告に伝えなかった等の問題があったことが認められ(略)、このことが、一審本诉被告のプロジェクト・マネジメントを一層困難なものにした側面があることは否定できない。しかし、他方において、システム開発、とりわけSFに関する専門的知見を有するのは一審本诉被告において他にないのであるから、一審本诉被告は、一審本訴原告の要求する機能をSF上で実現するために必要な条件を技術的観点を踏まえて検討・整理するとともに、当該機能を取り入れることの相当性について助言すべき立場にあったといわなければならない(略)。

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー5 ケーススタディ

➤ パッケージ開発の場合

(参考) 東京地判令和4年6月17日 (文化シャッター VS IBM)

しかるに、一審本诉被告は、各フェーズにおいて、本件制約等を踏まえた検討・整理を適時適切に行うことなく、一審本訴原告の要求に応ずるままにカスタム開発の比率を高めていった結果、本件制約等を顕在化させるに至ったのであるから(深刻な事態に至っていることに気づいて抜本的な見直しを図ったのは、UATが半ば終了した平成28年10月頃になってからであった。)、上記事態に至った主因は、(略)一審本诉被告の不十分なプロジェクト・マネジメント(略)や、SFの経験・スキルの不足(平成28年10月頃になってSF社の技術担当者を配置する等しているが、遅きに失したというべきである。))にあったといわざるを得ない(SFには、標準機能の活用により開発費用や開発時間を圧縮するというメリットもあるものの、本件制約等のデメリットもあるのであって、SFの採用を提案して選定されたベンダとしては、デメリットが顕在化しないよう、適切なマネジメントを行う義務があり、一方、SFを選択したユーザとしてもそれに合わせた業務プロセスのリエンジニアリングを行うという覚悟が求められるというべきである。))。

ディスカッションポイント

Discussion Point④ システムトラブルを防ぐための取り組み

- システムトラブルを防ぐためにどのような取組みが望ましいのか？
- 契約締結前段階
- 契約締結段階
- 開発進捗段階
- 変更管理段階

ディスカッションポイント

Discussion Point④ システムトラブルを防ぐための取り組み

「情報システム・モデル取引・契約書」

（協働と役割分担）

第8条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。

2. 甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、別添〇のとおりとし、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。
3. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。

※ 「情報システム・モデル取引・契約書」84頁より抜粋（独立行政法人 情報処理推進機構）

ディスカッションポイント

Discussion Point③ー 1 ケーススタディ

「ソフトウェア開発モデル契約の解説」 (JEITA)

(協働と役割分担)

- 第 8 条** 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。
2. 甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。
 3. 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、相互の協力が必要であることを認識し、乙は、本件業務の進捗管理を行うものとし、甲は誠実に協力（プロジェクトの円滑な遂行のために迅速に判断を行い、時期に遅れた仕様の変更を行わず、かつ情報、人員、施設、設備、什器の提供等）を行うものとする。
 4. 甲及び乙は、前各項に定めるプロジェクトマネジメント及び協力を行うにあたり必要となる事項については、速やかに第 9 条ないし第 11 条に規定する者に連絡し、必要に応じて第 12 条に規定する会議体において協議するものとする。
 5. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について第 53 条（損害賠償）の規定に従い相手方に対して責任を負うものとする。

※ 「ソフトウェア開発モデル契約の解説」 84頁より抜粋（一般社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA））

ディスカッションポイント

Discussion Point④ システムトラブルを防ぐための取り組み

「アジャイル開発外部委託モデル契約」 (JEITA)

第5条(乙の義務)

1. 乙は、情報処理技術に関する専門知識及びノウハウに基づき、善良な管理者の注意をもって、本件業務のうち自らの担当業務を行う。なお、甲及び乙は、本契約は準委任契約であり、乙が開発対象プロダクトの完成義務を負うものではないことを確認する。
2. 乙は、前項の善管注意義務を果たすために、乙の有する専門知識及びノウハウを活用し、甲に対して、プロダクトバックログの内容及び優先順位に関する助言、開発スケジュールの見通し、並びに開発対象プロダクトの技術的なリスクに関する説明を行うなど、開発対象プロダクトの価値を高めるよう努める。
3. 乙は、本件業務を開始する前に、スクラムマスターを選任する。
4. 乙は、スクラムマスターに、本件業務が円滑に遂行されるよう、本件業務の遂行の妨げとなりうる事象を積極的に把握し、それを排除するよう努める役割を担わせる。なお、スクラムマスターの行為(不作為を含む。)に関する責任は全て乙が負う。

※ 「アジャイル開発外部委託モデル契約」より抜粋 (一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA))

講師からのコメント

＜講師からのコメント＞

- ・ システムテストを断念するに至っているため、最終工程が終わらなかった、その点がメルクマールになったと考えられる。
- ・ 本件については、システム開発初期の段階で、電文資料がベンダに提供されていた前提があったため、連携するときに必要な仕様が明らかになっているため、概要設計書の中にそれが殊更に明示されていなくても必要な仕様の提供をしている点を裁判所は評価したのではないか。
- ・ 当事者から主張されていない「プロジェクトマネジメント義務」や、仕様の凍結書が作られていない点を持ち出し、具体的な訴訟指揮の様子は判決文からは伺うことができないが、無理やり典型的な事件に落とし込もうとしているようにとらえられる。
- ・ 本件の代理人は日東電工フューチャーアーキテクト事件（東京高判平成30年3月28日、SOFTIC判例集036番）を参照したと思われる。
- ・ ユーザ側がシステムの知見が浅い場合は、裁判所の判断が甘くなる傾向があるが、本来はユーザ側に技術者がいれば、ベンダ側の負担が軽くなるため、費用に反映することがあるべき姿。システムの知見がある方のユーザーとベンダにおける最適分配が必要であり、その点がうまく機能していない。

報告者の所感

<齋藤>

- ・ 本件について、プロジェクトマネジメント義務を中心に発表を行った。当初、本件について、ユーザ側のITリテラシーの低さがベンダ側の責任が大きくなる点に強く疑問を抱いていた。しかし、ユーザからベンダに対して電文仕様の連携をしている点などの指摘を受け、やはり妥当な結論であったと理解した。
- ・ 当日の議論を踏まえ、やはり原則通り、ベンダとしては、ユーザとの間で仕様を確定させ、最終工程までの完了が重要である点が認識できた。一方で、営業対応の場面では中々実現が難しい点があり、引き続き工夫が必要だと考えている。

報告者の所感

<太田>

- ・ モデル契約やその関連資料等においても、ユーザーの協力義務や上流工程におけるユーザーの役割が重要である旨記載されているが、個人的にはユーザー側でそのような認識が十分ないままPIが進む傾向があるように感じられる。クライアントである以上やむを得ないが、やはり丁寧にそのあたりを意識した進行が重要である点を改めて感じた。
- ・ ゼミ生からも、ベンダー、ユーザーの立場の違いをふまえ、それぞれ苦労、また、工夫されている話がきけて大変参考になった。